平成２１年（フ）第１２０号
青森県五所川原市大字長橋字広野523番地
県営住宅Ａ－２
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
青森県五所川原市大字広田字下り松114番地
債務者　一戸　勝次
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
青森県五所川原市大字米田字八ツ橋133番地９、住民票上の住所青森県五所川原市大字戸沢字前田42番地
債務者　山田　公樹
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
青森県五所川原市字雛田137番地９
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
東京都足立区中央本町４丁目11番27号スバル第３ハイム322
債務者　山﨑　正人
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
栃木県那須塩原市埼玉３番地600
債務者　田代カツヱ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第６０２号
東京都多摩市永山３丁目１番地７―204
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６０４号
東京都立川市栄町４丁目９番地の14
債務者　伊藤満理子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０８６号
東京都足立区入谷３丁目12―16―101
債務者　松岡美枝子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１号
神奈川県相模原市橋本６丁目44番３号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５１号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目23番13号
債務者　湯浅　庄平
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５７３号
東京都羽村市羽東２丁目６番１号レジデンス第７石川403
債務者　上村　友則
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０３号
愛知県蒲郡市三谷町八舗120番地５　加藤アパートＣ棟西
債務者　柴田　季之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０４号
愛知県蒲郡市三谷町七舗41番地24　加藤アパートＥ棟北
債務者　柴田　京子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６４２号
東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目577番地の３ダイアパレスグランヒル東青梅203
債務者　佐藤　信彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部